

仙台都心地域都市再生緊急整備協議会

仙台都心地域都市再生安全確保計画作成部会 会則

(目的)

第1条 この会則は、仙台都心地域都市再生緊急整備協議会規約（以下「規約」という。）第12条第1項の規定により設置された仙台都心地域都市再生緊急整備協議会仙台都心地域都市再生安全確保計画作成部会（以下「作成部会」という。）の運営等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 作成部会は、仙台都心地域都市再生安全確保計画（以下「都市再生安全確保計画」という。）の作成及び変更並びに実施に係る連絡調整に関する事務を所掌する。

(運営)

第3条 作成部会の運営は、規約第12条に基づき、作成部会長が行う。

- 2 法令、規約及びこの会則に定めるもののほか、作成部会の運営に関して必要な事項は、作成部会長が作成部会に諮って定める。
- 3 作成部会長は、作成部会に諮った上で、都市再生安全確保計画の実施のための交流、研究及び実践等の場を設けることができる。

(改正)

第4条 この会則の改正は、作成部会長が作成部会に諮って行う。

附 則

この会則は、令和5年12月7日から施行する。